

28年度 公文書開示状況（10月決定分） 財務局

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 | | |
|-------|------------|-------------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--------|---|-------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 | |
| 1 | H28. 9. 21 | H28. 10. 3 | 東京都地価調査鑑定評価書 (平成25年 中央5-5、中央5-17 平成26年 中央5-5、中央5-17 平成27年 中央5-5、中央5-17 平成28年 中央5-5、中央5-17) | 40 | 1 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | (7条第2号) 個人所有の土地の場合は、取引当事者の財産に関する情報であり、試算価格算定内訳の情報を組み合わせることにより特定の個人を識別することができるため (7条第3号) 法人所有の土地の場合は、試算価格算定内訳の情報を組み合わせることにより、所有者である法人等が識別されるため 法人等の資産情報である取引価格が明らかとなる財産管理上の情報は、経営方針等の事業活動を行う上でも内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条第4号) 印影については、偽造された場合に当該不動産鑑定士の財産等を脅かすおそれがあるため (7条第6号) 取引事例に関する項目を開示すると取引当事者等との信頼関係を損ね、今後、取引当事者等から土地取引内容についての情報が得られなくなり、今後の地価調査が困難になるため | 財務局財産運用部管理課 |
| 2 | H28. 9. 20 | H28. 10. 4 | 庁有車運転日誌 (小池知事 平成28年9月12日から平成28年9月18日までの分) 庁有車運転日誌 (野田特別秘書 平成28年9月12日から平成28年9月18日までの分) 庁有車運転日誌 (宮地特別秘書 平成28年9月12日から平成28年9月18日までの分) | 15 | 1 | | | | | | 1 | 1 | | 1 | | | | | | (1) 車両番号 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上の支障を及ぼすと認められるため (2) 運転者の氏名、印影、備考欄等に記載された運転者の休暇取得時間及びその状況の分かる出退勤時間 ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の安全や正常な生活が脅かされるおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第6号に該当 開示することにより専用車運行業務等、都の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため | 財務局経理部総務課 |
| 3 | H28. 10. 3 | H28. 10. 4 | 東京都南多摩保健所(28)改修空調設備その他工事 工事積算内訳書 | 56 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 財務局建築保全部施設整備第一課 | |
| 4 | H28. 9. 30 | H28. 10. 5 | 都立昭和高等学校(26)がらうど整備工事、都立保谷高等学校(26)がらうど改修工事(共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内訳書) | 8 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 財務局建築保全部施設整備第二課 | |
| 5 | H28. 9. 26 | H28. 10. 6 | オリンピックアクアティクスセンター(仮称)(27)新築工事及び有明アリーナ(仮称)(27)新築工事の工事請負契約書のうち、表紙、約款、異業種特定建設共同企業体協定書、特記仕様書(補足資料及び別紙は除く。) | 178 | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | | 財務局建築保全部オリンピック・パラリンピック施設整備課 | |
| 6 | H28. 10. 4 | H28. 10. 6 | 東京都大島支庁職員公舎大島第二棟荘(28)改修工事(積算内訳書、諸経費計算書) | 42 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 財務局建築保全部施設整備第二課 | |
| 7 | H28. 9. 30 | H28. 10. 11 | 都庁舎(28)給水衛生設備等改修工事の金額入り内訳設計書一式 | 25 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 財務局建築保全部庁舎整備課 | |
| 8 | H28. 9. 30 | H28. 10. 12 | 東京都災害対策職員高田馬場住宅(28)改修電気設備工事工事積算内訳書 | 27 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 財務局建築保全部施設整備第一課 | |
| 9 | H28. 10. 3 | H28. 10. 12 | 東京都災害対策職員幡ヶ谷住宅(28)改修工事 工事積算内訳書 | 25 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 財務局建築保全部施設整備第一課 | |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|-------|-------------|-------------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|---|-----------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | |
| 26 | H28. 10. 21 | H28. 10. 27 | 都立江北高等学校(28)改築工事、都立王子地区特別支援学校(仮称)(28)改築及び改修工事(積算内訳書一式) | 337 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 財務局建築保全部施設整備第二課 |
| 27 | H28. 10. 26 | H28. 10. 27 | 平成24年度以降の「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)」に係る財務局契約第一課発注の以下の案件の入札経過調書又は見積経過調書 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(25)メインアリーナ棟新築工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(25)サブアリーナ・プール棟新築工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(25)メインアリーナ棟新築工事(その2) ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(25)サブアリーナ・プール棟新築工事(その2) ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(25)新築給水衛生設備工事(その2) ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(25)新築工事監理業務 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(26)新築電気設備工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(26)新築空調設備工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(26)新築中圧ガス設備工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(26)新築昇降機設備工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(26)接続橋ほか整備工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(26)メインアリーナ棟内部整備工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(26)サブアリーナ・プール棟内部整備工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(27)メインアリーナ棟外部整備工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(27)サブアリーナ・プール棟外部整備工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(27)サイン整備工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(28)整備工事実施設計 | 22 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 財務局経理部契約第一課 |
| 28 | H28. 10. 17 | H28. 10. 31 | 庁有車運転日誌 (小池知事 平成28年9月19日から平成28年10月16日までの分) 庁有車運転日誌 (野田特別秘書 平成28年9月19日から平成28年10月16日までの分) 庁有車運転日誌 (宮地特別秘書 平成28年9月19日から平成28年10月16日までの分) | 62 | 1 | | | | | 1 | 1 | | 1 | | | | | (1) 車両番号 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上の支障を及ぼすと認められるため (2) 運転者の氏名、印影、備考欄等に記載された運転者の休暇取得時間及びその状況の分かる出退勤時間 ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の安全や正常な生活が脅かされるおそれがあると認められるため ・東京都情報公開条例第7条第6号に該当 開示することにより専用車運行业務等、都の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため | 財務局経理部総務課 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 | |
|-------|-------------|-------------|--|------|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--------|-----------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 |
| 29 | H28. 10. 21 | H28. 10. 31 | 都庁第一本庁舎(25)改修工事、都庁第一本庁舎(25)電気設備改修工事、都庁第一本庁舎(25)空調設備改修工事及び都庁第一本庁舎(25)給水衛生設備改修工事の起工時の積算内訳書 | 2115 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 財務局建築保全部庁舎整備課 |
| 30 | H28. 10. 24 | H28. 10. 31 | 都立板橋高等学校(28)改築工事 都立江北高等学校(28)改築工事(積算内訳書一式) | 422 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 財務局建築保全部施設整備第二課 |
| 31 | H28. 10. 24 | H28. 10. 31 | 都庁第二本庁舎(28)非常照明用直流電源設備改修工事の金額入り内訳設計書一式 | 9 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 財務局建築保全部庁舎整備課 |

上記のほか、開示請求者からの申し出に配慮し、開示状況の詳細を公表していない開示決定が1件ありました。

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうことになるためあるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのか、該当する項目に「1」を記入しています。

東京都情報公開条例第7条第1号：法令秘情報

第2号：個人情報

第3号：事業活動情報

第4号：犯罪の予防・捜査等情報

第5号：審議・検討又は協議に関する情報

第6号：行政運営情報

第7号：任意提供情報

第8号：特定個人情報

第9号：死者の個人番号

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名又はそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。